

令和2年度
福島町議会定例会
11月会議議案

説明資料

福島町

令和2年度福島町議会定例会 11月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
31	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	1
32	職員の給与に関する条例の一部改正について	2
33	令和2年度福島町一般会計補正予算（第6号）	
	歳入説明資料	4
	歳出事務事業別説明資料	5

議案第31号関係

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の理由について

令和2年10月7日の人事院勧告の内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により民間事業所の特別給の支給割合が下がっており、民間との均衡を図るため、一般職の特別給の支給月数を0.05月引き下げる勧告となっております。

当町の特別職の期末手当については、平成28年度より一般職と同じ支給月数に改正しております。

今般の人事院勧告により、一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「4.50月」から「4.45月」に引き下げることから、特別職の期末手当についても「0.05月」引き下げ、年「4.45月」に引き下げる改正を行うものです。

2 改正の内容について（第4条関係）

(1) 期末手当の支給率の改正（R3年度）

区 分	6月期	12月期	計
改正前（B）	2.250月	2.250月	4.500月
改正後（A）	2.225月	2.225月	4.450月
増減（A－B）	▲ 0.025月	▲ 0.025月	▲ 0.050月

(2) 期末手当の支給率の改正（R2年度）

区 分	6月期	12月期	計
改正前（B）	2.250月	2.250月	4.500月
改正後（A）	2.250月	2.200月	4.450月
増減（A－B）	0.000月	▲ 0.050月	▲ 0.050月

3 施行期日について

令和2年12月1日から施行します。

ただし、令和2年12月の期末手当については、「2.250月」を「2.200月」とする。

議案第 3 2 号関係

職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の理由について

令和 2 年 10 月 7 日の人事院勧告の内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により民間事業所の特別給の支給割合が下がっており、民間との均衡を図るため、特別給の支給月数を 0.05 月引き下げる勧告となっており、これに基づき今年度の給与改定を当該勧告に基づき行うものです。

また、再任用職員の職務分類は福島町職員の再任用取扱要綱に定めておりますが、給与条例の関係条項に職務の級は別に定めていることを明記するため、条文を改正するものです。

2 改正の内容について

(1) 第 1 条関係【令和 2 年 12 月施行分】

期末手当の改定【第 18 条第 2 項関係】

支給月数を 0.05 月引き下げ、現行の年間 4.50 月から 4.45 月に改定します。

改正による引き下げは、国と同様に 12 月期とするものです。

また、会計年度任用職員についても職員の給与に関する条例に準ずることとしているため、同様に、支給月数を 0.05 月引き下げします。

(単位：月)

区分	6 月期		1 2 月期		計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
期末	1.300 (0.725)	1.300 (0.725)	1.300 (0.725)	1.250 (0.725)	2.60 (1.45)	2.55 (1.45)
勤勉	0.95 (0.45)	0.95 (0.45)	0.95 (0.45)	0.95 (0.45)	1.90 (0.9)	1.90 (0.9)
計	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	2.20 (1.175)	4.50 (2.35)	4.45 (2.35)

※ () は再任用職員

(2) 第2条関係【令和3年4月から適用分】

① 期末手当の改定【第18条第2項関係】

令和2年度では、12月期に支給月数を0.05月分引き下げますが、令和3年度以降については、6月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分します。

(単位：月)

区分	6月期		12月期		計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
期末	1.300 (0.725)	1.275 (0.725)	1.250 (0.725)	1.275 (0.725)	2.55 (1.45)	2.55 (1.45)
勤勉	0.95 (0.45)	0.95 (0.45)	0.95 (0.45)	0.95 (0.45)	1.90 (0.9)	1.90 (0.9)
計	2.25 (1.175)	2.225 (1.175)	2.20 (1.175)	2.225 (1.175)	4.45 (2.35)	4.45 (2.35)

※ () は再任用職員

② 再任用職員の職務の級の明文化に関する条文改正【第3条第9項関係】

再任用職員の職務分類は、福島町職員の再任用取扱要綱において定めていることを明記するため、次のとおり改正するものです。

改正前	改正後
<p>(給料表)</p> <p>第6条 給料表は、別表第1に掲げるとおりとし、適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に<u>応じた額とする。</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第6条 給料表は、別表第1に掲げるとおりとし、適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額とし、その者の属する職務の級は<u>別に定める。</u></p>

3 施行期日について

- (1) 令和2年12月1日から施行します。
- (2) 第2条の規定は、令和3年4月1日から施行します。

◆議案第33号関係 令和2年度一般会計補正予算(6号) 歳入説明資料

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
13	1 財政調整基金繰入金	104,190	5,801	109,991	1 財政調整基金繰入金	5,801	財政調整基金繰入金

◆今回の補正に係る、財源調整による増額
これにより、今年度の財政調整基金からの
繰入額は、109,991千円となります。

■議案第33号関係 令和2年度一般会計補正予算(第6号) 事務事業別説明資料

課名 議会事務局

議案ページ	新	議費	1 目：議会費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			事業・事業予算名	算額		
15	継	議会運営費	補正前の額	補正額	一般財源 △117	<p>【事業目的】 二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価(監視)における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。</p> <p>【主な増減】 職員手当等△117(議員期末手当)</p> <p>【事業内容等】 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例改正に伴う減額(職員手当等) 議員期末手当支給月数「0.05引き下げ」による減額。</p>
			47,791	△117		
			補正後の額	47,674		

(単位：千円)

課名 産業課(水産)

議案ページ	新	議費	2 目：水産振興費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			事業・事業予算名	算額		
15	継	漁業生産基盤安定化支援事業費	補正前の額	補正額	一般財源 5,000	<p>【事業目的】 新型コロナウイルス感染症に伴う魚価低下により、脆弱化する漁業協同組合の経営基盤の安定化を図る。</p> <p>【主な増減】 負担金・補助及び交付金5,000(漁業協同組合経営基盤安定化支援金)</p> <p>【事業内容等】 魚価及び販売需要の著しい低下に伴い、計画を大幅に下回る水揚額により厳しい経営状況となっている漁業協同組合からの支援要望を受け、基幹産業の経営安定化のため緊急支援を行う。</p>
			8,400	5,000		
			補正後の額	13,400		

(単位：千円)

課名 産業課(商工観光)

議案ページ	新	議費	2 目：商工振興費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			事業・事業予算名	算額		
15	継	地域経済緊急支援事業費	補正前の額	補正額	一般財源 3,200	<p>【事業目的】 新型コロナウイルス感染症に伴い疲弊する地域経済対策のため、地域商品券発行による地域消費喚起及び事業者への助成金支給による経営の持続化を図る。</p> <p>【主な増減】 負担金・補助及び交付金3,200(地域商店街活性化事業補助金)</p> <p>【事業内容等】 町民の外出自粛やイベント中止などにより消費減退で地域経済が疲弊している状態が続いており、福島町商工会から商店街活性化イベントに対する要望を受けたため、地域経済回復に向けて消費喚起促進を目的に支援を行う。</p>
			71,050	3,200		
			補正後の額	74,250		

(単位：千円)

■議案第33号関係 令和2年度一般会計補正予算(第6号) 事務事業別説明資料

課名 総務課(財政)

議案ページ	1 2 款：諸支出金	2 項：特別会計繰出金	1 目：繰出金			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			事業・事業予算名	予算額	繰正額		
16	繰出金		221,266	△ 155	221,111	一般財源 △ 155	<p>【事業目的】 各特別会計への一般会計負担分</p> <p>【主な増減】 繰出金△155 (介護保険特別会計繰出金ほか)</p> <p>【事業内容等】 人件費(期末手当) 変更に伴う繰出金の減額(介護会計△66、診療所会計△89)</p>

(単位：千円)

課名 総務課

議案ページ	1 3 款：職員給与費	1 項：職員給与費	1 目：職員給与費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			事業・事業予算名	予算額	繰正額		
16	職員給与費		527,705	△ 1,804	525,901	一般財源 △ 1,804	<p>【事業目的】 特別職及び正職員の給与等の適切な支給事務</p> <p>【主な増減】 職員手当等△1,060(期末手当(特別職)△108、期末手当(一般職)△952) 共済費△744(共済組合負担金△740、公立学校共済組合負担金△4)</p> <p>【事業内容等】 正職員(特別職、一般職)の給与等(給料・手当・共済費)の支出</p> <p>補正理由 ・令和2年人事院勧告に基づく期末手当の減額及び標準報酬月額 決定による共済費の減 ※詳細については、給与費明細書を参照</p>

(単位：千円)

課名 総務課

議案ページ	1 3 款：職員給与費	1 項：職員給与費	2 目：会計年度任用職員給与費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			事業・事業予算名	予算額	繰正額		
16	会計年度任用職員給与費		106,750	△ 323	106,427	一般財源 △ 323	<p>【事業目的】 会計年度任用職員の給与等の適切な支給事務</p> <p>【主な増減】 職員手当等△221(期末手当(フルタイム)△111、期末手当(パートタイム)△110)、共済費△102(社会保険料△102)</p> <p>【事業内容等】 会計年度任用職員の給与等(給料・手当・共済費)の支出</p> <p>補正理由 ・令和2年人事院勧告に基づく期末手当の減額及び標準報酬月額の決定による共済費の減 ※詳細については、給与費明細書を参照</p>

(単位：千円)